

●令和元年11月1日(金)自民党国土強靭化推進本部による安倍総理への申し入れ



11月1日(金)強靭化本部幹部による総理への申し入れ

主な内容として、令和3年度以降の強靭化関連予算の大幅な増額、中長期的な目標のもとに事業が執行できるようにすることです。

●令和元年11月7日(木)被災者の生活と生業の再建に向けた政策パッケージ

**1. 基本方針** 被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ  
令和元年11月7日 台風第15号と第19号による被災者支援チーム

- ◆廃棄物・土砂の撤去
- ◆被災者のニーズに応じた住宅再建等
- ◆停電・断水の解消等
- ◆地域住民の交通手段の確保
- ◆切れ目ない被災者支援
- ◆被災者への特別の金融支援等

**(1)生活の再建**

**(2)生業の再建**

**(3)災害応急復旧**

**(4)災害救助等**

決議 令和元年11月1日

「国土強靭化」は、自然災害から一人の生命も失わないということを目標に2011年10月から国民運動として展開してきた。しかししながら、度重なる自然災害により多くの被害を出すに至っている。また、インフラのシステムとしての機能喪失も大きな課題として浮かび上がっている。このような状況に鑑み、自由民主党国土強靭化推進本部として、以下、緊急に決議する。

記

1. 国はリスクマネジメントの徹底を図ると共に、国民とのリスクコミュニケーションの徹底を図ること。

2. 令和3年度以降の防災・減災・国土強靭化緊急対策について、内容の充実を図るとともに大幅な予算規模の拡大を図ること。事業期間は3ヶ年以上とすること。中長期的な目標のもとに事業が執行できること。

3. 治水対策については、想定降雨等を大幅に増やすなど、抜本的にそのあり方を考え直すこと。

4. 生命を支えるインフラについてはその所掌によらず、システムの喪失が絶対におきないようにリダンデンシーを確保すること。必要な事業費については臨時緊急措置として公的支援も検討すること。

以上

自由民主党国土強靭化推進本部

私も、政府、被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くして参ります。

また、政府は11月8日(金)、被災地に予備費1300億円超の閣議決定を行いました。今後は補正予算、中長期的国土強靭化関連予算の獲得のため、引き続き力を尽くします。

佐藤のぶあき 主な役職

参議院 地方創生及び消費者問題に関する特別委員会 委員長  
自民党 令和元年台風19号非常災害対策本部 事務局長代理  
自民党 国土強靭化推進本部 筆頭副本部長

後援会事務所 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-4-2 九段ウイズビル2F TEL:03-3262-6635



佐藤のぶあき Web サイト  
(http://www.sato-nobuaki.jp/)  
に資料掲載

参議院議員 佐藤信秋 国政報告

# 信秋タイムズ

第13号

2019.11発刊  
発行:佐藤のぶあきを後援する会 討議資料

常日頃からのご支援に対し心から感謝申し上げます。令和元年7月21日の第25回参議院議員通常選挙におきまして、多くの方々からのご支援のお陰で全国比例区3期目の当選を果たす事ができ、参議院議員として13年目の活動に入りました。

今年の台風15号19号等をはじめとする豪雨暴風等で被災された全ての皆様に心からのお見舞いを申し上げ、今も復旧、復興にあたられている全ての皆様に心より敬意を表します。

●令和元年10月29日(火)非常災害対策本部による安倍総理への申し入れ



10月29日(火)非常災害対策本部



10月29日(火)二階幹事長と幹部6名による総理への申し入れ

生活、生業(なりわい)の再建と防災・減災、国土強靭化の推進。あわせてTEC-FORCE・MAFF-SAT等の組織の充実を申し入れました。

本年 10月 12 日から 13 日にかけて日本を直撃した大型で強い勢力の台風 19 号をはじめ、台風や豪雨被害等が各地で甚大な被害をもたらした。

今回は、豪雨災害が広範囲におよび未だかつてない事態となり、多くの住居等建物の浸水・倒壊、数多くの河川堤防の決壊、土砂崩れを引き起こし、農作物にも甚大な被害を及ぼした。

特に宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、長野県等において甚大な被害が発生し、死者が 90 名を超え、今なお行方不明者を捜索中である。犠牲になられた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、人命救助を最優先し、救援を求めている多くの被災者に対して早急かつ万全な対応を全力で行う必要がある。

今般の豪雨による被災地の厳しい現状と当該地域の方々の切実なご意見等を踏まえ、下記の項目を政府に要望する。

記

- 今なお行方不明となっている方の一時も早い捜索と発見を全力で行うこと。
- 今後、インフラ復旧や被災者の生活再建等に多額の経費を要するため、災害復旧事業等の予算確保及び、被災自治体への特別交付税の増額配分や基金の創設を含む迅速かつ機動的、弾力的な財政支援措置を早急に講ずること。

#### 生活の再建

- 被災地のライフライン、特に上下水道の復旧に全力を尽くすこと。また、被災者の生活に最低限必要であり、物流の要にもなっている道路、鉄道、橋梁、河川について改良復旧を視野に早期復旧を図ること。
- バスなどの公共交通機関の再開、また通信、医療・介護等に万全を期すこと。
- 特に、電力・通信については、今や極めて重要な社会インフラであることを強く認識し、無電柱化等の計画的かつ早急な推進を図ること。

- 今後膨大な災害廃棄物の処理が予想され、市町村の廃棄物処理施設自体も被災している。災害廃棄物の迅速な処理のため、特段の措置を講じること。

- 避難所での生活を余儀なくされている被災者のみならず、子育て世代をはじめとする在宅被災者についても、早急にその環境改善に努めると共にまもなく冬を迎えることに十分留意し、一日も早い被災者の住まいの確保・再建に取り組むなど、被災者の生活再建に向けた支援のための所要の措置を講ずること。

#### 生業の再建

- 農業被害は未だに全容が把握できない程甚大であり、復旧の遅れが離農による地域空洞化にも繋がりかねないことから、早期の支援を講ずること。
- 今回の自然災害を理由にして、被災した事業者が廃業とならないよう、寄り添い型の支援を行うこと。
- 商業施設や工場等の事業所が冠水するなどの甚大な被害が発生しており、被災事業者が迅速に事業再開できるよう、必要な支援を行うこと。
- 多大なキャンセルが発生している観光面への総合的な支援を行うこと。

#### 防災・減災、国土強靭化の推進

- 気候変動による自然災害の激甚化等を踏まえた防災・減災対策を着実に講じ、国土強靭化を強力に進めること。
- 頻発する災害や復旧に備え、地方整備局や TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)、MAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイスチーム)等関係する組織の人員、装備等の充実を図ること。
- 各地のハザードマップをもとに、今後ポンプ車や電源車の配備計画を策定した上で、計画的な配備を行うこと。
- 今回の災害による被害の検討・検証を踏まえ、住民への適切かつ迅速な情報提供のため、行政機関における関連情報の収集や伝達、事務手続きを機動的に行うと共に日頃より共助活動の充実を含め的確な対応を行える仕組みを整備すること。

以上

#### 令和元年台風第 19 号への対応（10月 17 日現地視察で、福島県議会議員団からの二階本部長への要望に対する政府側の回答）

自民党令和元年台風第19号非常災害対策本部

No.	項目	対応状況	結果
1	工事の一時中止（繰越含む）	工事の一時中止措置やその際の繰越の適切な実施について、10/15に地方整備局及び地方公共団体宛てに文書発出するとともに、リエゾン等を通じて首長を含む自治体幹部へ周知しているほか、10/21には概要を分かりやすくまとめた紙を建設業団体宛てに送付し、災害対応を優先すべき事態が発生している場合に発注者と協議を行うなど、適切な対応を依頼した。	○
2	原型復旧でなく再度災害防止で、改良復旧が原則	積極的に改良復旧を活用する旨、10/18に文書発出済み。	○
3	復旧期間の3年間を弾力的に伸ばす	被災者のために早期復旧が望まれるもの、現場が実施困難な場合は3年にこだわらず柔軟に復旧工事を認めている。	○
4-1	入札時前3ヶ月間雇用条件の弾力的運用	台風19号により緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合には、所属建設業者と監理技術者等が3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする旨、10/18に建設業団体、地方整備局及び地方公共団体に対して文書発出したほか、10/21には概要を分かりやすくまとめた紙を建設業団体宛てに送付し、災害対応を優先すべき事態が発生している場合に発注者と協議を行うなど、適切な対応を依頼した。	○
4-2	専任義務の早期短縮	災害発生に関わらず、現場施工着手前や工事を全面的に一時中止している期間、工事完成後については、監理技術者等の専任を要しない旨、10/21に建設業団体に対して周知した。	○
5	復興係数の早期設定	被災地における今後の復旧・復興工事の実態や自治体の意向を適切に把握し検討していく。	△
6	地域外からの労働者確保に係る宿泊費等の精算	地域外からの労働者確保に係る宿泊費等の費用を設計変更で計上するよう、10/15に文書発出したほか、10/21には、今後発生する通常工事・業務を含めて、入札公告段階で設計変更の対象となる旨を明示し、円滑な調達が図られるよう、文書発出した（いずれも、地方整備局及び地方公共団体宛て）。また、これらの内容は、リエゾン等を通じて首長を含む自治体幹部へ周知しているほか、10/21には概要を分かりやすくまとめた紙を建設業団体宛てに送付し、発注者と協議を行うなど、適切な対応を依頼した。	○
7	査定前着工	問題なく実施できる。このことは、毎年都道府県に文書にて周知するとともに、講習会、研修等を通じて周知に努めている。	○
8	業務の一時中止（繰越含む）など調査・設計・測量への要請（県、市町村への徹底）	業務の一時中止措置やその際の繰越の適切な実施について、10/15に地方整備局及び地方公共団体宛てに文書発出するとともに、リエゾン等を通じて首長を含む自治体幹部へ周知しているほか、10/21には概要を分かりやすくまとめた紙を建設業関連団体宛てに送付し、災害対応を優先すべき事態が発生している場合に発注者と協議を行うなど、適切な対応を依頼した。	○
9	被災地の工事の事故繰越の簡素化	被災地の災害復旧、復興事業（経費）の事故繰越事務手続きの簡素化を通知（10月9日、財務省主計局司計課長通知）	○
10	強靭化臨時特別措置の継続	党として、引き続き、政府へ強く要請	△

被災地全体に共通するものですので、ご覧下さい。

佐藤のぶあき Web サイト (<http://www.sato-nobuaki.jp/>) に資料掲載